

# 組織規則

制定 平成27年3月19日 26規則第6号

(22規則第5号の全部改正)

最終改正 令和元年8月29日 令01規程第12号 一部改正

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規則は、国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号。以下「組織規程」という。）第51条の規定に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の組織及び職制等について必要な事項を定め、業務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(組織運営の原則)

**第2条** 各組織は、業務の実施にあたっては関係各部署と十分に協議することとし、重複又は間隙を生じさせないようにする。

2 各組織は、相互に関連ある業務について、研究所の業務活動が円滑に行われるよう、進んで協調する。

## 第2章 組織及び所掌業務

### 第1節 研究推進組織

#### 第1款 研究戦略部

(研究戦略部)

**第3条** 領域に、別表第1に定める研究戦略部を置き、それぞれ同表に定める研究企画室を置く。

2 前項に規定するほか、研究戦略部に、別表第2に定めるオープンイノベーションラボラトリー（以下「O I L」という。）を置く。ただし、O I Lは、それぞれ別表第2の連携研究サイトの欄に掲げる連携研究サイトが廃止されたときに、廃止されるものとする。

3 前二項に規定するほか、研究戦略部に、別表第3に定める連携研究ラボを置く。ただし、設置期間は有限とする。

(研究企画室)

**第4条** 研究企画室は、次の業務を行う。

一 領域における研究の推進に係る研究方針、研究戦略、予算編成及び資産運営に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。

二 領域におけるプロジェクトの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

三 領域間の連携の推進、プロジェクトの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

四 領域における経済産業省その他関係団体等との調整に関すること。

五 技術研究組合に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

六 領域におけるO I L、連携研究ラボ及び研究ユニット（組織規程第6条第3項第2号及び第3号に規定する組織をいう。以下同じ。）の評価に関すること。

七 領域における研究の推進に関する業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

2 研究企画室のうち、地質調査総合センター研究戦略部研究企画室に、次の2グループを置く。

一 国際連携グループ

二 国内連携グループ

(O I L)

**第4条の2** O I Lは、それぞれ別表第2の研究及び開発の内容の欄に定める研究及び開発を行う。

2 O I Lに、別に定めるところにより、チームを置くことができる。

(連携研究ラボ)

**第4条の3** 連携研究ラボは、それぞれ別表第3の研究及び開発の内容の欄に定める研究及び開発を行う。

**第5条及び第6条** 削除

**第2款** 研究部門

(研究部門の設置等)

**第7条** 領域に、別表第1に定める研究部門を置く。

2 研究部門に、別に定めるところにより、研究グループを置く。

3 研究部門に、別に定めるところにより、連携研究室を置くことができる。ただし、設置期間は有限とする。

4 研究部門は、研究実施計画に基づき、研究業務等を行う。

**第3款** 研究センター

(研究センターの設置等)

**第8条** 領域に、別表第1に定める研究センターを置く。ただし、設置期間は有限とし、別に定めるところにより、研究センターを廃止する。

2 研究センターに、別に定めるところにより、研究チームを置く。

3 研究センターに、別に定めるところにより、連携研究室を置くことができる。ただし、設置期間は有限とする。

4 研究センターは、研究実施計画に基づき、研究業務等を行う。

**第4款** 地質情報基盤センター

(地質情報基盤センター)

**第9条** 地質情報基盤センターに、次の4室を置く。

一 整備推進室

二 出版室

三 アーカイブ室

四 地質標本館室

(整備推進室)

**第10条** 整備推進室は、次の業務を行う。

- 一 地質の情報整備等に係る総合調整に関すること。
  - 二 地質の調査に係る情報の電子化及び整備に関すること。
  - 三 地質の調査に係る情報の利用促進及び地質標準の管理に関すること。
  - 四 地質の調査に係る情報のウェブ配信に関すること。
  - 五 地質の情報整備等に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。
- (出版室)

**第11条** 出版室は、次の業務を行う。

- 一 地質の調査に係る刊行物の編集及び発行に関すること。
  - 二 地質の調査に係る刊行物の標準管理に関すること。
- (アーカイブ室)

**第12条** アーカイブ室は、次の業務を行う。

- 一 地質の調査に係る文献資料及び地質図等の整備及び管理に関すること。
  - 二 地質の調査に係る機関アーカイブの整備及び管理に関すること。
  - 三 地質の調査に係るメタデータの整備及び管理に関すること。
  - 四 地質の調査に係る有料頒布物に関すること。
  - 五 地質の調査に係る地質試料等の整備、管理及び利用に関すること。
- (地質標本館室)

**第13条** 地質標本館室は、次の業務を行う。

- 一 地質標本館の運営、展示及び管理に関すること。
- 二 地質の調査に係るアウトリーチに関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 三 薄片及び研磨片等試料の調製に関すること。

2 地質標本館室に、次の2グループを置く。

- 一 運営グループ
- 二 地質試料調製グループ

#### 第5款 計量標準普及センター

(計量標準普及センター)

**第14条** 計量標準普及センターに、次の5室及び1センターを置く。

- 一 計量標準調査室
- 二 国際計量室
- 三 標準供給保証室
- 四 標準物質認証管理室
- 五 法定計量管理室
- 六 計量研修センター

(計量標準調査室)

**第14条の2** 計量標準調査室は、次の業務を行う。

- 一 計量標準（法定計量を含む。以下同じ。）に係る総合調整に関すること。
- 二 計量標準に係る調査に関すること。
- 三 計量標準に係る整備計画の作成に関すること。

- 四 計量標準に係る業務の統一に関する事。
- 五 計量標準の広報、普及及び啓発に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。
- 六 計量標準に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関する事。

（国際計量室）

**第14条の3** 国際計量室は、次の業務を行う。

- 一 計量標準に係る国際活動に関する事。
- 二 計量標準に係る国際条約及び国際相互承認に関する事。
- 三 計量標準に係る国際比較に関する事。
- 四 計量標準に係る国際連携に関する事。
- 五 計量標準に係る国際技術協力に関する事（法定計量管理室の所掌に属するものを除く。）。

（標準供給保証室）

**第15条** 標準供給保証室は、次の業務を行う。

- 一 計量標準の品質保証システムの運営に関する事（標準物質認証管理室の所掌に属するものを除く。）。
- 二 計量標準に係る試験・校正等の申請の受付及び証明書類の発行に関する事（標準物質認証管理室の所掌に属するものを除く。）。
- 三 計量標準に係る試験・校正等の開始、運営及び廃止に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関する事。

（標準物質認証管理室）

**第16条** 標準物質認証管理室は、次の業務を行う。

- 一 標準物質の認証業務に関する事。
- 二 標準物質の品質保証システムの運営に関する事。
- 三 標準物質の頒布に関する事。
- 四 標準物質の安全管理に関する事。

（法定計量管理室）

**第17条** 法定計量管理室は、次の業務を行う。

- 一 計量法（平成4年法律第51条）第148条第1項及び第2項に基づく立入検査に関する事。
- 二 法定計量に関する所管官庁、自治体関係機関及び製造事業者との調整に関する事。
- 三 法定計量業務の支援及び広報に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。
- 四 法定計量に関する国際技術協力に関する事。

（計量研修センター）

**第18条** 計量研修センターは、次の業務を行う。

- 一 計量の教習の実施等に関する事。
- 二 計量の教習に係る成果の普及に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。
- 三 計量の教習に係る国際技術協力に関する事（国際計量室の所掌に属するものを除く。）。

## 第2節 本部組織

### 第1款 コンプライアンス推進本部

(コンプライアンス推進本部)

第19条 コンプライアンス推進本部に、コンプライアンス推進室を置く。

(コンプライアンス推進室)

第20条 コンプライアンス推進室は、次の業務を行う。

- 一 研究所のコンプライアンスの推進、内部統制及びリスク管理に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 二 コンプライアンス推進委員会に関すること（勤労室の所掌に属するものを除く。）。
- 三 危機対策チーム、タスクフォース及び特別対策マネージャーの業務の支援に関すること。
- 四 研究所のリスク評価に関すること。
- 五 通報制度に関すること。
- 六 研究所のコンプライアンスの推進、内部統制及びリスク管理に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

### 第2款 監査室

(監査室)

第21条 監査室は、次の業務を行う。

- 一 財務監査、業務監査、コンプライアンス監査その他内部監査に関すること。
- 二 会計検査院法（昭和22年法律第73号）に規定する検査への対応に関すること。
- 三 監事の業務の支援に関すること。

2 監査室に、次の2グループを置く。

- 一 総括グループ
- 二 監査グループ

### 第3款 評価部

(評価部)

第22条 評価部に、次の2室を置く。

- 一 評価企画室
- 二 研究評価室

(評価企画室)

第23条 評価企画室は、次の業務を行う。

- 一 評価に係る業務の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 二 外部評価に関すること（研究評価室の所掌に属するものを除く。）。
- 三 評価に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

(研究評価室)

第24条 研究評価室は、外部評価のうち、研究及び研究に関連する業務の評価に関する業務を行う。

### 第4款 企画本部

(企画本部)

**第25条** 企画本部に、次の5室を置く。

- 一 総合企画室
- 二 経営改革推進室
- 三 報道室
- 四 広報サービス室
- 五 O I L室

(総合企画室)

**第26条** 総合企画室は、次の業務を行う。

- 一 研究所の総合的な経営方針及び研究戦略並びに内部統制に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
  - 二 研究所の中長期計画及び年度計画に関すること。
  - 三 研究所の予算編成、資産運営及び施設使用に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
  - 四 研究所の業務方法書に関すること。
  - 五 産業技術戦略の外部への提案及び総合調整に関すること。
  - 六 経済産業大臣が行う研究所の評価への対応に関すること。
  - 七 研究所の運営に関する調整、複数の組織にまたがる業務の調整及び経済産業省その他関係団体等との調整のうち重要なものの総合調整に関すること。
  - 八 理事長が主宰する会議の運営に関すること。
  - 九 研究所の特別事業として推進する建設物等の総合調整に関すること。
  - 十 研究・運営戦略会議に関すること（研究戦略に関するものに限る。）。
  - 十一 研究所の内部統制に係る業務に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
  - 十二 研究所の業務の企画及び立案並びに総合調整に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。
- 2 総合企画室は、前項各号に規定する業務のほか、東京本部における次の業務を行う。
- 一 役員の秘書業務に関すること。
  - 二 官庁との事務連絡に関すること。
  - 三 文書、公印及び庶務に関すること。
  - 四 職員及び契約職員（以下「職員等」という。）の勤務及び服務管理に関すること。
  - 五 建物及び施設の管理に関すること。
  - 六 郵便及び宅配便に関すること。
  - 七 事業車両の運行管理に関すること。
  - 八 安全及び衛生に関すること。
  - 九 受託出張に関すること。
  - 十 外部研究機関等からの研究者等の受入手続に関すること。
  - 十一 外部研究機関等の委員会等への職員等の派遣に関すること。
  - 十二 外部研究機関等からの寄附等に関すること。

十三 東京本部の業務であって、他の所掌に属しないものに関する事。

(経営改革推進室)

**第27条** 経営改革推進室は、次の業務を行う。

- 一 研究所の組織及び人員配置に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関する事。
- 二 経営戦略会議に関する事。
- 三 理事長が参加する外部委員会等への対応に関する事。

(報道室)

**第28条** 報道室は、次の業務を行う。

- 一 広報に係る業務の企画及び立案並びに総合調整に関する事。
- 二 マスメディアを通じた広報に関する事。
- 三 マスメディアからの照会に関する事。
- 四 研究所の方針、重要な研究成果その他緊急時の対策等の報道に関する事。
- 五 広報に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関する事。

(広報サービス室)

**第29条** 広報サービス室は、次の業務(他の所掌に属するものを除く。)を行う。

- 一 コーポレートアイデンティティの活用及びコーポレートコミュニケーションの企画及び推進に関する事。
- 二 情報ネットワークを用いた研究成果の発信に関する事。
- 三 広報誌、刊行物その他印刷物の編集、発行及び頒布に関する事。
- 四 広報のための映像及び画像の制作に関する事。
- 五 展示室に関する事。
- 六 研究所の催し物に関する事(研究所の名義使用に関するものを含む。)
- 七 見学に関する事。

2 広報サービス室に、次の3グループを置く。

- 一 出版グループ
- 二 デジタルコンテンツグループ
- 三 科学コミュニケーショングループ

(O I L室)

**第29条の2** O I L室は、次の業務(他の所掌に属するものを除く。)を行う。

- 一 研究所における特定連携の推進に係る制度の整備及び総合調整に関する事。
- 二 研究所における特定連携に係る研究及び開発の進捗及び実施状況の把握に関する事。

**第5款** イノベーション推進本部

(イノベーション推進本部)

**第30条** イノベーション推進本部に、次の3室、1センター及び3部を置く。

- 一 イノベーション推進企画室
- 二 技術マーケティング室
- 三 大型連携推進室

- 四 ベンチャー開発・技術移転センター
- 五 知的財産・標準化推進部
- 六 産学官・国際連携推進部
- 七 地域連携推進部

#### 第1目 イノベーション推進企画室

(イノベーション推進企画室)

**第31条** イノベーション推進企画室は、次の業務を行う。

- 一 研究所の連携戦略の策定並びにこれに基づいた施策の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 二 イノベーション推進本部における業務の総合調整に関すること。
- 三 研究・運営戦略会議に関すること（総合企画室の所掌に属するものを除く。）。
- 四 技術研究組合の制度の整備に関すること。
- 五 研究情報に係るデータベースの整備、調査、維持、管理及び公開に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 六 イノベーションの創出及び推進等に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

#### 第2目 技術マーケティング室

(技術マーケティング室)

**第32条** 技術マーケティング室は、次の業務を行う。

- 一 研究所の研究戦略及び連携戦略に基づくマーケティングに関すること。
- 二 産業ニーズの調査及び分析に係る企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 三 上席イノベーションコーディネータ、イノベーションコーディネータ等が行う業務の支援に関すること。
- 四 技術マーケティング会議に関すること。

#### 第3目 大型連携推進室

(大型連携推進室)

**第32条の2** 大型連携推進室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 研究所における連携研究ラボ及び連携研究室の設置その他の企業との連携（以下「大型連携」という。）を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 二 大型連携における研究及び開発の推進に係る制度の整備に関すること。

#### 第4目 ベンチャー開発・技術移転センター

(ベンチャー開発・技術移転センター)

**第33条** ベンチャー開発・技術移転センターは、次の業務を行う。

- 一 ベンチャー開発・技術移転に係る企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 二 ベンチャー開発施策の実施に関すること。
- 三 ベンチャー開発の推進に係る人材育成及び情報提供に関すること。
- 四 ベンチャー開発・技術移転に係る情報の収集、分析、調査及び提供に関すること。
- 五 創業を行おうとする者及び技術移転を受けた者等に対する支援に関すること。



- 六 出資（金銭の出資を除く。）に係る総合調整に関すること。
- 七 知的財産に係る技術移転戦略の策定に関すること。
- 八 知的財産に係る技術移転に関する契約締結及び管理に関すること。
- 九 知的財産に係る事業者への技術移転の促進に関すること。
- 十 知的財産権の侵害に係る業務に関すること。
- 十一 秘密保持契約の締結及び管理に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 十二 ベンチャー開発・技術移転に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

2 ベンチャー開発・技術移転センターに、次の3グループを置く。

- 一 事業企画グループ
- 二 事業化推進グループ
- 三 事業支援グループ

**第5目 知的財産・標準化推進部**

（知的財産・標準化推進部）

**第34条** 知的財産・標準化推進部に、次の3室を置く。

- 一 知財・標準化企画室
- 二 知財管理室
- 三 国際標準化室

（知財・標準化企画室）

**第35条** 知財・標準化企画室は、次の業務を行う。

- 一 知的財産及び標準化に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 二 研究プロジェクトにおける知的財産取扱方針策定の支援に関すること。
- 三 研究ユニット等における標準化計画の策定の支援に関すること。
- 四 チーフパテントオフィサー、パテントオフィサー等が行う業務の支援に関すること。
- 五 知的財産及び標準に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

（知財管理室）

**第36条** 知財管理室は、次の業務を行う。

- 一 研究成果の知的財産権化に係る相談に関すること。
- 二 知的財産権の取得、登録及び管理に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 三 知的財産権の権利承継に関すること。
- 四 知的財産権の補償金に関すること。
- 五 知的財産権に係る情報の提供及び管理に関すること。
- 六 知的財産権持分契約の締結及び管理に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

（国際標準化室）

**第37条** 国際標準化室は、次の業務を行う。

- 一 標準に関する研究成果の規格化の推進に関すること。
- 二 標準化に関する活動の支援に関すること。
- 三 標準に関する調査に関すること。

- 四 標準に関する適合性評価の業務に関すること。
- 五 標準の認証及び認定に係る適用指針の作成支援及び管理に関すること。
- 六 標準化に関する会議の運営に関すること。
- 七 鉱工業の科学技術に係る試験、分析、校正又は譲与に係る申請等の受付及び証明書類の発行に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 八 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第42条の2第2項の規定による適合性検査に関すること。

#### 第6目 産学官・国際連携推進部

（産学官・国際連携推進部）

**第38条** 産学官・国際連携推進部に、次の5室を置く。

- 一 連携企画室
- 二 国際連携室
- 三 共同研究支援室
- 四 プロジェクト支援室
- 五 連携管理室

（連携企画室）

**第39条** 連携企画室は、次の業務を行う。

- 一 産学官連携、国際活動及び国際連携の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 二 産学官連携に係る調査に関すること。
- 三 外部機関との協定等の締結に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 四 産総研コンソーシアムの設立手続に関すること。
- 五 外部研究機関等からの一般寄附金等の受入手続に関すること。
- 六 産学官連携、国際活動及び国際連携に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

（国際連携室）

**第40条** 国際連携室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 国際技術協力に関すること。
- 二 国際交流に必要な情報の収集及び分析に関すること。
- 三 役員及び職員等（以下「役職員等」という。）並びに研究所の業務を行う者であって役職員等以外の者の外国における安全管理に関すること。
- 四 役職員等の外国派遣並びに外国人研究者の招聘に関すること。
- 五 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）に基づく安全保障輸出管理に係る研究所のコンプライアンス・プログラムの実施に関すること。
- 六 外為法の手続に関すること。
- 七 安全保障貿易管理委員会に関すること。
- 八 安全保障輸出管理の業務に係る内外の動向調査に関すること。

（共同研究支援室）

**第41条** 共同研究支援室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 共同研究契約の立案及び締結に関すること。
  - 二 技術コンサルティングに関する契約の立案及び締結に関すること。
  - 三 共同研究及び技術コンサルティングに関する外部研究資金の獲得に対する支援に関すること。
  - 四 技術研究組合からのパートナー研究員の受入に関する覚書等の締結に関すること。
  - 五 独立行政法人日本学術振興会等からの研究者等の受入手続に関すること。
- (プロジェクト支援室)

**第42条** プロジェクト支援室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 受託研究契約の立案及び締結に関すること。
- 二 委託研究契約の立案及び締結に関すること。
- 三 外部研究資金の獲得に対する支援に関すること。

(連携管理室)

**第43条** 連携管理室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 共同研究契約の管理に関すること。
- 二 受託研究契約の管理に関すること。
- 三 外部研究資金の管理に関すること。
- 四 委託研究契約の管理及び検査に関すること。
- 五 第1号から第3号までの業務に係る外部機関による検査への対応に関すること。
- 六 共同研究支援及びプロジェクト支援に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

## 第7目 地域連携推進部

(地域連携推進部)

**第44条** 地域連携推進部に、次の3室を置く。

- 一 地域連携企画室
- 二 中小企業連携室
- 三 関東地域連携室

(地域連携企画室)

**第45条** 地域連携企画室は、次の業務を行う。

- 一 研究所の地域における連携戦略に係る企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 二 地域センターにおける産学官連携活動の支援に関すること。

(中小企業連携室)

**第46条** 中小企業連携室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 中小企業の技術支援に関すること。
- 二 中小企業等への成果普及に関すること。
- 三 技術相談に関すること。
- 四 公設試験研究機関との連携に関すること。
- 五 産業技術連携推進会議に関すること。

(関東地域連携室)

**第47条** 関東地域連携室は、関東甲信越静地域に係る次の業務を行う。

- 一 連携研究に関する情報の収集及び発信、支援並びに成果普及に関すること。
- 二 産業技術連携推進会議地域部会に関すること。
- 三 産学官連携共同研究施設（つくば本部・情報技術共同研究棟）の運営に関すること。

**第6款 環境安全本部**

（環境安全本部）

**第48条** 環境安全本部に、次の3部を置く。

- 一 環境安全企画部
- 二 安全管理部
- 三 建設部

**第1目 環境安全企画部**

（環境安全企画部）

**第49条** 環境安全企画部に、次の2室を置く。

- 一 環境安全企画室
- 二 情報システム室

（環境安全企画室）

**第50条** 環境安全企画室は、次の業務を行う。

- 一 環境安全及びファシリティマネジメントに係る業務の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 二 施設及び設備に係る整備計画に関すること。
- 三 施設、環境安全及び情報システムに係る専門人材の育成に関すること。
- 四 施設及び設備に係る法令、規程その他遵守すべき事項の周知に関すること。
- 五 施設及び設備に係る設計及び施工基準の整備に関すること。
- 六 研究所におけるスペース配分に関すること。
- 七 省エネルギー及び地球温暖化対策に関すること。
- 八 環境報告書に関すること。
- 九 構内セキュリティ・ポリシーの策定及び管理に関すること。
- 十 工事及び工事関連役務の提供等の契約に関すること。
- 十一 環境安全及びファシリティマネジメントに係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

2 環境安全企画室に、施設調達グループを置く。

（情報システム室）

**第51条** 情報システム室は、次の業務を行う。

- 一 研究所の情報システムの企画及び調整に関すること。
- 二 電話システムの企画及び管理に関すること。
- 三 業務用パーソナルコンピュータ等の企画及び管理に関すること。
- 四 業務用システムの管理に関すること。
- 五 情報システムに係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

## 第2目 安全管理部

(安全管理部)

**第52条** 安全管理部に、次の4室を置く。

- 一 安全衛生室
- 二 環境保全室
- 三 ライフサイエンス実験管理室
- 四 放射線管理室

(安全衛生室)

**第53条** 安全衛生室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 安全衛生の管理に係る企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 二 安全衛生に係る体制の整備及び連絡会議等に関すること。
- 三 安全衛生に係る指導及び監督並びに法令、規程その他遵守すべき事項の周知に関すること。
- 四 防災、災害緊急対応その他災害対策に関すること。
- 五 環境及び労働安全衛生システムの運用に係る指導及び監督に関すること。
- 六 安全管理に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

(環境保全室)

**第54条** 環境保全室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 環境に係る体制の整備に関すること。
- 二 環境対策（保全を含む。）に係る指導及び監督並びに法令、規程その他遵守すべき事項の周知に関すること。
- 三 廃棄物の処理に係る指導及び監督並びに法令、規程その他遵守すべき事項の周知に関すること。
- 四 廃棄物及び研究廃液の管理及び処理に関すること。
- 五 施設及び設備並びに植栽の管理等に関すること。
- 六 電気工作物の工事、運用及び保安に関すること。
- 七 共同利用施設の運営に関すること。

(ライフサイエンス実験管理室)

**第55条** ライフサイエンス実験管理室は、次の業務を行う。

- 一 ライフサイエンス実験に係る生命倫理に関すること。
- 二 ライフサイエンス実験に係る安全管理に関すること。
- 三 ライフサイエンス実験に係る指導及び監督並びに法令、規程その他遵守すべき事項の周知に関すること。
- 四 実験動物の飼養及び保管に関すること。
- 五 ライフサイエンス実験に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

(放射線管理室)

**第56条** 放射線管理室は、次の業務を行う。

- 一 放射性同位元素及び核燃料物質等の取扱いに係る安全管理に関すること。

- 二 放射性同位元素及び核燃料物質等の取扱いによる放射線障害の予防対策の推進に関する  
こと。
- 三 放射性同位元素及び核燃料物質等の取扱い及び管理に係る指導及び監督並びに法令、規  
程その他遵守すべき事項の周知に関すること。
- 四 放射性同位元素及び核燃料物質等の管理に係る業務であって、他の所掌に属しないもの  
に関すること。

### 第3目 建設部

(建設部)

**第57条** 建設部に、次の3室を置く。

- 一 建設管理室
- 二 建設設計室
- 三 建設技術室

(建設管理室)

**第58条** 建設管理室は、次の業務を行う。

- 一 施設及び設備に係る申請等に関すること。
- 二 施設及び設備の建設工事に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。
- 三 施設及び設備に係る技術動向調査に関すること。
- 四 施設及び設備等に係るデータ等の収集、情報提供及び情報システムの運用に関するこ  
と。
- 五 環境安全に係る委員会に関すること。

(建設設計室)

**第58条の2** 建設設計室は、施設及び設備の建設工事に係る設計及び積算に関する業務を行  
う。

(建設技術室)

**第59条** 建設技術室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 施設及び設備の建設工事に係る技術審査等に関すること。
- 二 施設及び設備の建設工事に係る監理、監督及び検査に関すること。

### 第7款 情報セキュリティ部

(情報セキュリティ部)

**第60条** 情報セキュリティ部に、次の2室を置く。

- 一 セキュリティ企画室
- 二 サイバーセキュリティ室

(セキュリティ企画室)

**第60条の2** セキュリティ企画室は、次の業務を行う。

- 一 研究所の情報セキュリティに係る業務の企画及び調整に関すること。
- 二 情報セキュリティに係る専門人材の育成に関すること。
- 三 セキュリティ・情報化推進委員会に関すること。
- 四 情報セキュリティに係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

(サイバーセキュリティ室)

**第60条の3** サイバーセキュリティ室は、次の業務を行う。

- 一 研究所の情報セキュリティに係る対策及び推進に関すること。
- 二 サイバーセキュリティに係る先導的情報技術の調査及び導入に関すること。
- 三 情報ネットワーク及び関連システムの企画及び管理に関すること。

**第8款** 総務本部

(総務本部)

**第61条** 総務本部に、次の4部、2室及び1スクールを置く。

- 一 総務企画部
- 二 人事部
- 三 経理部
- 四 法務部
- 五 ダイバーシティ推進室
- 六 業務改革推進室
- 七 イノベーションスクール

**第1目** 総務企画部

(総務企画部)

**第61条の2** 総務企画部に、次の2室を置く。

- 一 総務企画室
- 二 情報公開・個人情報保護推進室

(総務企画室)

**第61条の3** 総務企画室は、次の業務を行う。

- 一 研究所の運営基盤、研究支援事務、庶務等に係る業務の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 二 総務本部並びに第79条第1項に規定する研究業務推進部及び研究業務推進室における業務の総合調整に関すること。
- 三 文書及び公印に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 四 職員等の勤務及び服務管理に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 五 研究所の業務効率化の推進に関すること。
- 六 つくば本部の役員及び領域長の秘書業務に関すること。
- 七 外部機関による検査及び監査への対応に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 八 役職員等及び研究所の業務を行う者であって役職員等以外の者の外国派遣の渡航手続に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 九 研究記録に関すること。
- 十 研究所の業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

2 総務企画室に、次の2グループを置く。

- 一 総務企画グループ

## 二 業務管理グループ

(情報公開・個人情報保護推進室)

**第61条の4** 情報公開・個人情報保護推進室は、次の業務を行う。

- 一 研究所の情報公開に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 二 研究所の情報公開の実施等に関すること。
- 三 研究所の保有する情報の公開及び提供に関すること。
- 四 研究所の個人情報保護に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 五 研究所の個人情報の本人開示の実施等に関すること。
- 六 研究所の保有する個人情報の保護の推進に関すること。

## 第2目 人事部

(人事部)

**第62条** 人事部に、次の5室を置く。

- 一 人事室
- 二 勤労室
- 三 人材開発企画室
- 四 厚生室
- 五 健康管理室

(人事室)

**第63条** 人事室は、次の業務を行う。

- 一 研究所の人事に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 二 役職員等の人事、個人評価、給与、兼業、栄典及び表彰等に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 三 人件費に関すること。
- 四 人事委員会に関すること。
- 五 外部人材受入の事前登録に関すること。
- 六 障害者の雇用の促進に関すること。
- 七 人事に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

2 人事室に、次の6グループを置く。

- 一 総括グループ
- 二 評価グループ
- 三 管理グループ
- 四 計画グループ
- 五 給与グループ
- 六 バリアフリー推進グループ

(勤労室)

**第64条** 勤労室は、次の業務を行う。

- 一 職員等の労働条件の基準に関すること。
- 二 労使関係に係る総合調整に関すること。



- 三 服務規律に関すること。
  - 四 役職員等の処分及び懲戒に関すること。
  - 五 コンプライアンス推進委員会に関すること（ハラスメントに関するものに限る。）。
- （人材開発企画室）

**第65条** 人材開発企画室は、次の業務を行う。

- 一 キャリアパス開発及び研修企画に関すること。
  - 二 職員等の研修（他の所掌に属するものを除く。）の実施に関すること。
  - 三 前二号のほか、人材開発に関すること。
- （厚生室）

**第66条** 厚生室は、次の業務を行う。

- 一 役職員等の福利厚生に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 二 役職員等の災害補償に関すること。
- 三 宿舎に関すること。
- 四 職員等の退職の相談に関すること。
- 五 経済産業省共済組合に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 六 職員等の社会保険事務に関すること。

2 厚生室に、次の3グループを置く。

- 一 福利厚生グループ
  - 二 共済組合グループ
  - 三 診療所グループ
- （健康管理室）

**第67条** 健康管理室は、次の業務を行う。

- 一 役職員等の健康診断、健康管理及び保健指導に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 二 職員等のメンタルヘルスに関すること。
- 三 産業医に係る業務に関すること。

### 第3目 経理部

（経理部）

**第68条** 経理部に、次の4室を置く。

- 一 経理企画室
  - 二 経理決算室
  - 三 出納室
  - 四 調達室
- （経理企画室）

**第69条** 経理企画室は、次の業務を行う。

- 一 財務及び会計に係る業務の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 二 予算のとりまとめに関すること。
- 三 予算の領域別情報の管理に関すること。

- 四 余裕金の運用に関する事。
  - 五 資金の借入及び償還に関する事。
  - 六 年度計画に基づく収入額の確定並びに実行予算の配賦の計画及び示達に関する事。
  - 七 予算の執行管理に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。
  - 八 財務及び会計に係る制度の整備、運用及び推進に関する事。
  - 九 財務及び会計に係る業務の審査に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。
  - 十 財務分析に関する事。
  - 十一 財務会計システムの管理に関する事。
  - 十二 財務及び会計に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関する事。
- 2 経理企画室に、次の3グループを置く。
- 一 総括グループ
  - 二 支出予算グループ
  - 三 収入予算グループ
- （経理決算室）

**第70条** 経理決算室は、次の業務を行う。

- 一 決算に関する事。
  - 二 消費税の確定申告に関する事。
  - 三 計算証明に関する事。
  - 四 有形固定資産等の管理の統括に関する事。
- 2 経理決算室に、次の2グループを置く。
- 一 経理決算グループ
  - 二 資産経理グループ
- （出納室）

**第71条** 出納室は、次の業務を行う。

- 一 資金計画に関する事。
  - 二 金銭の支払、出納及び保管に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。
  - 三 有価証券の管理に関する事。
  - 四 税務に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。
  - 五 旅費の支給に関する事。
- 2 出納室に、次の3グループを置く。
- 一 出納グループ
  - 二 旅費グループ
- （調達室）

**第72条** 調達室は、次の業務を行う。ただし、ただし、第1号から第6号まで及び第9号の業務は、他の所掌に属するものを除く。

- 一 物件の調達に関する事。
- 二 物件の売却及び賃貸等の契約に関する事。
- 三 役務の提供等の契約に関する事。

- 四 有形固定資産等の管理に関すること。
  - 五 調達物品等の市場調査に関すること。
  - 六 競争参加者の資格審査に関すること。
  - 七 調達業務の調整に関すること。
  - 八 政府調達に係る協定に基づく調達公示の官報掲載に関すること。
  - 九 第1号から第4号までの業務に係る監督及び検査に関すること。
- 2 調達室に、次の3グループを置く。
- 一 総括グループ
  - 二 調達Aグループ
  - 三 調達Bグループ

**第73条** 削除

**第74条** 削除

**第75条** 削除

#### 第4目 法務部

(法務部)

**第76条** 法務部に、次の2室を置く。

- 一 法務室
- 二 訟務室

(法務室)

**第76条の2** 法務室は、次の業務を行う。

- 一 法令等の遵守に係る基本的な事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 二 業務方法書、規程、規則及び要領の審査に関すること。
- 三 外部研究機関等との間で締結する契約の審査に関すること。
- 四 役職員等の倫理の保持に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 五 法律相談に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 六 法令等の遵守に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

(訟務室)

**第76条の3** 訟務室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 不服審査に係る業務に関すること。
- 二 訴訟に係る業務に関すること。

#### 第5目 ダイバーシティ推進室

(ダイバーシティ推進室)

**第77条** ダイバーシティ推進室は、次の業務を行う。

- 一 研究所のダイバーシティ（性別、年齢、国籍等の多様な属性の活用）の推進に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 二 ダイバーシティに係る啓発及び広報に関すること。
- 三 女性職員の採用及び登用の拡大の支援に関すること。
- 四 外国人研究者の積極的な採用の支援に関すること。

- 五 産総研インターナショナルセンターに関すること。
- 六 ダイバーシティの推進に係るキャリア形成及びワーク・ライフ・バランスの支援に関すること。
- 七 ダイバーシティの推進に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

#### 第6目 業務改革推進室

(業務改革推進室)

第77条の2 業務改革推進室は、次の業務を行う。

- 一 業務改革の推進に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、業務改革の推進に関すること。

#### 第7目 イノベーションスクール

(イノベーションスクール)

第78条 イノベーションスクールは、次の業務を行う。

- 一 イノベーション創出に貢献できる人材の育成に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
  - 二 イノベーションスクールの運営等に関すること。
- 2 イノベーションスクールに、事務局を置く。

#### 第3節 事業組織

(研究業務推進部及び研究業務推進室)

第79条 事業組織（東京本部を除く。）に、別表第4に定める研究業務推進部及び研究業務推進室（以下「研究業務推進部等」という。）を置く。

- 2 研究業務推進部等に、別表第4に定めるグループを置く。
- 3 研究業務推進部等は、その管轄する事業所等における次の業務（別表第4の除外業務欄の業務及び他の所掌に属するものを除く。）を行う。
  - 一 研究支援事務に関すること。
  - 二 文書、公印及び庶務に関すること。
  - 三 人事等に関すること。
  - 四 福利厚生、経済産業省共済組合及び健康管理に関すること（次号を除く。）。
    - 五 経済産業省共済組合に係る診療所の管理及び運営に関すること。
    - 六 職員等の勤務及び服務管理に関すること。
    - 七 郵便及び宅配便に関すること。
    - 八 事業車両の運行管理に関すること。
    - 九 予算の管理に関すること。
    - 十 有形固定資産等の管理に関すること。
    - 十一 物件の調達に関すること。
    - 十二 物件の売払及び賃貸等の契約に関すること。
    - 十三 役務の提供等の契約に関すること。
    - 十四 第10号から前号までの業務に係る監督及び検査に関すること。
    - 十五 調達物品等の市場調査に関すること。

- 十六 競争参加者の資格審査に関する事。
- 十七 金銭の支払、出納及び保管に関する事。
- 十八 施設及び設備並びに植栽の管理等に関する事。
- 十九 施設及び設備の工事等で高度な設計を伴わない工事に係る設計、積算、監理、監督及び検査に関する事。
- 二十 電気工作物の工事、運用及び保安に関する事。
- 二十一 廃棄物及び研究廃液の管理及び処理に関する事。
- 二十二 環境及び安全衛生に係る指導、監督及び体制整備並びに管理等に関する事。
- 二十三 環境及び労働安全衛生システムの運用に関する事。
- 二十四 災害対策等及び災害における緊急対応に関する事。
- 二十五 施設の運営に関する事。
- 二十六 受託出張に関する事。
- 二十七 外部研究機関等からの研究者等の受入手続に関する事。
- 二十八 外部研究機関等の委員会等への職員等の派遣に関する事。
- 二十九 外部研究機関等からの使途特定寄附金等及び募集特定寄附金の受入手続に関する事。
- 三十 産総研技術移転ベンチャーに係る創業を行おうとする者等に対する支援に関する事。
- 三十一 図書等の貸借及び文献複写等の窓口業務に関する事。
- 三十二 図書室の運営及び管理並びに外部研究機関等との文献交換に関する事。
- 三十三 研究所の図書及び雑誌の国立国会図書館への納本に関する事。
- 三十四 管轄する事業所等における業務であって、他の所掌に属しないものに関する事。

(産学官連携推進室)

**第80条** 研究拠点（つくばセンターを除く。）に置かれる事業組織に、産学官連携推進室を置く。

- 2 産学官連携推進室は、その管轄する事業所等における次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。
  - 一 連携研究に関する情報の収集及び発信に係る業務の支援に関する事。
  - 二 産学官連携契約（日本語で締結する契約に限る。）に関する事（福島再生可能エネルギー研究所及び柏センターにおける業務を除く。次号において同じ。）。
  - 三 知的財産権に関する事。
  - 四 受託出張に関する事。
  - 五 外部研究機関等からの研究者等の受入手続に関する事。
  - 六 外部研究機関等の委員会等への職員等の派遣に関する事。
  - 七 外部研究機関等からの使途特定寄附金等及び募集特定寄附金の受入手続に関する事。
  - 八 技術相談の支援に関する事。
  - 九 産総研技術移転ベンチャーに係る創業を行おうとする者等に対する支援に関する事。
  - 十 国際活動及び国際連携に係る業務の支援に関する事。

- 十一 広報及び成果普及に関すること。
  - 十二 技術研究組合に関すること（福島再生可能エネルギー研究所及び柏センターにおける業務を除く。）。
  - 十三 産業技術連携推進会議地域部会に係る業務の支援に関すること（福島再生可能エネルギー研究所、柏センター及び臨海副都心センターにおける業務を除く。）。
  - 十四 外部機関との協定に係る業務の支援に関すること。
  - 十五 産総研コンソーシアムに係る業務の支援に関すること。
  - 十六 産学官連携共同研究施設の運営に関すること。
  - 十七 前各号に規定する業務のほか、その管轄する事業所等における産学官連携に係る業務の支援に関すること。
- 3 中部センター及び関西センターの産学官連携推進室に、次の2グループを置く。
- 一 連携推進グループ
  - 二 連携業務グループ

#### 第81条 削除

（分散電源施設運営室）

第81条の2 福島再生可能エネルギー研究所に、分散電源施設運営室を置く。

- 2 分散電源施設運営室は、福島再生可能エネルギー研究所における次の業務を行う。
- 一 分散電源の評価及び研究に係る施設、機器及び装置（以下「分散電源施設」という。）の利用に関する制度の整備及び運用並びに総合調整に関すること。
  - 二 分散電源施設を利用した評価及び研究の支援に関すること。
  - 三 分散電源の評価及び研究に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。
- （デザインスクール事業室）

第81条の3 柏センターに、デザインスクール事業室を置く。

- 2 デザインスクール事業室は、柏センターにおける次の業務を行う。
- 一 イノベーション創出を牽引する人材の育成に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
  - 二 デザインスクール事業の実施に関すること。

#### 第4節 特別の組織

（T I A推進センター）

第82条 T I A推進センターに、次の3ユニットを置く。

- 一 戦略ユニット
  - 二 連携推進ユニット
  - 三 共用施設運営ユニット
- （戦略ユニット）

第82条の2 戦略ユニットは、次の業務を行う。

- 一 T I Aの施策の推進（以下「T I A推進」という。）に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 二 T I A推進に係るプロジェクトの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

三 T I A推進に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関する事。

2 戦略ユニットに、企画チームを置く。

(連携推進ユニット)

**第83条** 連携推進ユニットは、次の業務を行う。

一 T I A推進に係る外部機関との連携及びコンソーシアムの運営に関する事。

二 T I A推進に係る情報の収集、分析及び調査に関する事。

2 連携推進ユニットに、次の2チームを置く。

一 連携調整チーム

二 拠点活用推進チーム

(共用施設運営ユニット)

**第84条** 共用施設運営ユニットに、次の3ステーションを置く。

一 共用施設ステーション

二 スーパークリーンルームステーション

三 パワーエレクトロニクスステーション

(共用施設ステーション)

**第85条** 共用施設ステーションは、次の業務を行う。

一 共用施設ステーションに登録された施設、機器及び装置の利用に係る制度の整備及び運用並びに総合調整に関する事。

二 共用施設ステーションに登録された施設、機器及び装置を利用した研究等に係る支援及び依頼分析並びに研究用品の依頼試作及び工作に関する事。

(スーパークリーンルームステーション)

**第86条** スーパークリーンルームステーションは、次の業務を行う。

一 スーパークリーンルームの運営に関する事。

二 スーパークリーンルーム等を利用した研究等に係る支援に関する事。

三 スーパークリーンルーム等を利用したデバイス等の設計、試作、評価及び実証に係る技術基盤の整備並びに高度化に関する事。

四 スーパークリーンルーム等を利用したデバイス等に係る技術指導及び成果の普及に関する事。

(パワーエレクトロニクスステーション)

**第87条** パワーエレクトロニクスステーションは、次の業務を行う。

一 パワーエレクトロニクス拠点の運営に関する事。

二 パワーエレクトロニクス拠点を利用した研究等に係る支援に関する事。

三 パワーエレクトロニクスに係るイノベーションの推進の支援に関する事。

四 パワーエレクトロニクスに係る人材の育成に関する事。

### 第3章 職制

#### 第1節 事業所等

(所長代理及び事業所長代理)

**第87条の2** 研究拠点(つくばセンターを除く。)に、所長代理を置くことができる。

- 2 事業所に、事業所長代理を置くことができる。
- 3 所長代理及び事業所長代理は、所長又は事業所長を代理し、その所掌する業務を整理する。

(つくばセンターの次長)

**第87条の3** つくばセンターに、次長を置くことができる。

- 2 つくばセンターに置かれた次長は、所長の命を受けて、その所掌する業務のうち特定の業務を整理する。

## **第2節 研究推進組織**

### **第1款 研究戦略部**

(ラボ長及び副ラボ長)

**第87条の4** O I Lに、ラボ長を置く。

- 2 O I Lに、副ラボ長を置くことができる。
- 3 ラボ長は、O I Lの業務を統括管理する。
- 4 副ラボ長は、ラボ長を補佐する。

(ラボチーム長)

**第87条の5** O I Lに置かれるチームに、ラボチーム長を置く。

- 2 ラボチーム長は、チームの業務を整理する。

(ラボ研究主幹)

**第87条の6** O I Lに、ラボ研究主幹を置くことができる。

- 2 ラボ研究主幹は、ラボ長の命により、O I Lの研究実施に係る業務を整理する。

(連携研究ラボ長及び副連携研究ラボ長)

**第87条の7** 連携研究ラボに、連携研究ラボ長を置く。

- 2 連携研究ラボに、副連携研究ラボ長を置くことができる。
- 3 連携研究ラボ長は、連携研究ラボの業務を統括管理する。
- 4 副連携研究ラボ長は、連携研究ラボ長を補佐し、連携研究ラボの業務を整理する。

### **第2款 研究部門**

(副研究部門長)

**第88条** 研究部門に、副研究部門長を置くことができる。

- 2 副研究部門長は、研究部門長を補佐する。

(研究グループ長)

**第89条** 研究グループに、研究グループ長を置く。

- 2 研究グループ長は、研究グループの業務を整理する。

### **第3款 研究センター**

(副研究センター長)

**第90条** 研究センターに、副研究センター長を置くことができる。

- 2 副研究センター長は、研究センター長を補佐する。

(研究チーム長)

**第91条** 研究チームに、研究チーム長を置く。



2 研究チーム長は、研究チームの業務を整理する。

#### 第4款 地質情報基盤センター及び計量標準普及センター

(地質情報基盤センター及び計量標準普及センターの次長)

第92条 地質情報基盤センター及び計量標準普及センターに、次長を置くことができる。

2 次長は、所属する部署の長を補佐する。

(計量研修センターのセンター長及び副センター長)

第93条 計量研修センターに、センター長を置く。

2 計量研修センターに、副センター長を置くことができる。

3 センター長は、計量研修センターの業務を統括管理する。

4 副センター長は、センター長を補佐し、計量研修センターの業務を整理する。

#### 第5款 O I L、連携研究ラボ及び研究ユニット

(連携研究室長及び副連携研究室長)

第93条の2 連携研究室に、連携研究室長を置く。

2 連携研究室に、副連携研究室長を置くことができる。

3 連携研究室長は、連携研究室の業務を統括管理する。

4 副連携研究室長は、連携研究室長を補佐し、連携研究室の業務を整理する。

(首席研究員、総括研究主幹、上級主任研究員、研究主幹、主任研究員及び研究員)

第94条 研究ユニットに、首席研究員及び総括研究主幹を置くことができる。

2 O I L及びその内部組織(以下「O I L等」という。)、連携研究ラボ並びに研究ユニット及びその内部組織に、上級主任研究員、研究主幹、主任研究員及び研究員を置くことができる。

3 首席研究員は、所属する部署において他の研究者の指導にあたりるとともに、特別な研究を行う。

4 総括研究主幹は、所属する部署の長の命を受けて、研究実施に係る業務を総括整理する。

5 上級主任研究員は、所属する部署の長の命を受けて、担当業務を整理する。

6 研究主幹は、所属する部署の長の命を受けて、研究実施に係る業務を整理する。

7 主任研究員は、所属する部署の担当業務を整理する。

8 研究員は、所属する部署の担当業務を処理する。

### 第3節 本部組織

#### 第1款 評価部

(首席評価役)

第95条 評価部に、首席評価役を置く。

2 首席評価役は、評価部の業務のうち特定の業務を総括調整する。

#### 第2款 イノベーション推進本部

(ベンチャー開発・技術移転センターのセンター長及び副センター長)

第96条 ベンチャー開発・技術移転センターに、センター長を置く。

2 ベンチャー開発・技術移転センターに、副センター長を置くことができる。

3 センター長は、ベンチャー開発・技術移転センターの業務を統括管理する。

4 副センター長は、センター長を補佐し、ベンチャー開発・技術移転センターの業務を整理する。

(技術移転マネージャー)

**第97条** ベンチャー開発・技術移転センターに、技術移転マネージャーを置くことができる。

2 技術移転マネージャーは、ベンチャー開発・技術移転センターのセンター長の命を受けて、ベンチャー開発・技術移転センターの業務のうち特定の業務を整理する。

(スタートアップ・アドバイザー及びスタートアップ・アドバイザー補佐)

**第98条** ベンチャー開発・技術移転センターに、スタートアップ・アドバイザーを置く。

2 ベンチャー開発・技術移転センターに、スタートアップ・アドバイザー補佐を置くことができる。

3 スタートアップ・アドバイザーは、ベンチャー開発・技術移転センターの業務のうち内外の技術シーズの調査に基づきビジネスプランの構築に係る業務を整理する。

4 スタートアップ・アドバイザー補佐は、スタートアップ・アドバイザーを補佐する。

### 第3款 総務本部

#### 第1目 経理部

(契約審査役)

**第99条** 経理部に、契約審査役を置くことができる。

2 契約審査役は、経理部長の命を受けて、契約に係る要求仕様及び契約方法等の審査を行う。

#### 第2目 イノベーションスクール

(イノベーションスクール長及びイノベーションスクールの副スクール長)

**第100条** イノベーションスクールに、イノベーションスクール長を置く。

2 イノベーションスクールに、副スクール長を置くことができる。

3 イノベーションスクール長は、イノベーションスクールの業務を統括管理する。

4 副スクール長は、イノベーションスクール長を補佐する。

(イノベーションスクールの事務局長)

**第101条** イノベーションスクールに置かれる事務局に、事務局長を置く。

2 事務局長は、事務局の業務を統括管理する。

#### 第4節 事業組織

**第102条** 削除

**第103条** 削除

**第104条** 削除

(所長補佐)

**第105条** 事業組織（東京本部及びつくばセンターに置かれる事業所を除く。）に、所長補佐を置くことができる。

2 所長補佐は、所長を補佐し、その所掌する業務のうち事業組織の産学官連携に関する業務を整理する。

#### 第5節 特別の組織

(T I A 推進センターの副センター長)

**第106条** T I A 推進センターに、副センター長を置くことができる。

- 2 副センター長は、T I A 推進センター長を補佐し、T I A 推進センターの業務を整理する。

(T I A 推進センターのユニット長)

**第107条** T I A 推進センターに置かれるユニットに、ユニット長を置く。

- 2 ユニット長は、ユニットの業務を統括管理する。

(T I A 推進センターのチーム長及びチーム長代理)

**第108条** 戦略ユニット及び連携推進ユニットに置かれるチームに、チーム長を置く。

- 2 戦略ユニット及び連携推進ユニットに置かれるチームに、チーム長代理を置くことができる。
- 3 チーム長は、チームの業務を統括管理する。
- 4 チーム長代理は、チーム長を補佐し、チームの業務を整理する。

(T I A 推進センターのステーション長及びステーション長代理)

**第109条** 共用施設運営ユニットに置かれるステーションに、ステーション長を置く。

- 2 共用施設運営ユニットに置かれるステーションに、ステーション長代理を置くことができる。
- 3 ステーション長は、ステーションの業務を統括管理する。
- 4 ステーション長代理は、ステーション長を補佐し、ステーションの業務を整理する。

## 第6節 共通

(副本部長)

**第110条** 本部組織（監査室、評価部及び情報セキュリティ部を除く。）に、副本部長を置くことができる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、所属する部署の担当業務の企画及び立案に参画する。

(部長)

**第111条** 部（研究推進組織に置かれる部、評価部及び情報セキュリティ部を除く。以下この条において同じ。）に、部長を置く。

- 2 部長は、部の業務を統括管理する。

(部の次長)

**第112条** 部（研究推進組織に置かれる部を除く。以下この条及び次条において同じ。）に、次長を置くことができる。

- 2 部に置かれた次長は、部長を補佐する。

(部総括)

**第113条** 部に、部総括を置くことができる。

- 2 部総括は、部長の命により、部の業務のうち特定の業務を整理する。

(室長及び室長代理)

**第114条** 室（監査室及び連携研究室を除く。第3項において同じ。）に、室長を置く。

- 2 室（連携研究室を除く。第4項において同じ。）に、室長代理を置くことができる。

- 3 室長は、室の業務を統括管理する。
- 4 室長代理は、室長を補佐し、室の業務を整理する。  
(グループ長及びグループ長代理)

**第115条** グループに、グループ長を置く。

- 2 研究業務推進部に置かれるグループに、グループ長代理を置くことができる。
- 3 グループ長は、グループの業務を整理する。
- 4 グループ長代理は、グループ長を補佐し、グループの業務を整理する。

**第116条** 削除

(総括主幹、キャリア主幹、主幹、主査及び職員)

**第117条** 研究推進組織(研究戦略部、地質情報基盤センター及び計量標準普及センターに限る。以下この条において同じ。)、本部組織、事業組織(東京本部を除く。以下この条において同じ。)及び特別の組織並びにそれらの内部組織(O I L等、連携研究ラボ及びグループを除く。)に、総括主幹を置くことができる。

- 2 研究推進組織、本部組織、事業組織及び特別の組織並びにそれらの内部組織(O I L等及び連携研究ラボを除く。)に、キャリア主幹、主幹、主査及び職員を置くことができる。
- 3 総括主幹は、所属する部署の特定の業務を総括整理する。
- 4 キャリア主幹は、所属する部署の担当業務を整理するとともに、所属する部署の主幹、主査又は職員に対し、その業務の円滑な遂行のために必要な助言等を行う。
- 5 主幹は、所属する部署の担当業務を整理する。
- 6 主査は、所属する部署の困難な業務を担当し、それを処理する。
- 7 職員は、所属する部署の担当業務を処理する。

(審議役)

**第118条** 本部組織(監査室を除く。以下この条において同じ。)、事業組織(東京本部及びつくばセンターに置かれる事業所を除く。)及び特別の組織並びに本部組織及び事業組織に置かれる部に、審議役を置くことができる。

- 2 審議役は、所属する部署の業務のうち重要な業務の企画及び立案に参画する。

(総括企画主幹及び企画主幹)

**第119条** 研究戦略部、本部組織(監査室及び評価部を除く。以下この条において同じ。)及び特別の組織並びに本部組織に置かれる部に、総括企画主幹を置くことができる。

- 2 研究戦略部、本部組織、特別の組織及びそれらの内部組織(O I L等、連携研究ラボ並びに特別の組織に置かれるチーム及びステーションを除く。)に、企画主幹を置くことができる。
- 3 総括企画主幹は、所属する部署の担当業務の企画及び立案に係る業務を総括整理する。
- 4 企画主幹は、所属する部署の担当業務の企画及び立案に係る業務を整理する。

(上席イノベーションコーディネータ及びイノベーションコーディネータ)

**第120条** 研究戦略部、イノベーション推進本部、事業組織(東京本部及びつくばセンターに置かれる事業所を除く。以下この条において同じ。)及び特別の組織に、上席イノベーションコーディネータを置くことができる。

- 2 研究戦略部、研究ユニット、イノベーション推進本部、事業組織及び特別の組織に、イノベーションコーディネータを置くことができる。
- 3 上席イノベーションコーディネータは、所属する部署の長の命を受けて、外部との大型連携プロジェクトの創出、研究所の大型プロジェクト及び大型研究支援プロジェクト等の業務の調整を行う。
- 4 イノベーションコーディネータは、所属する部署の長の命を受けて、研究における技術シーズを把握し、外部から入るニーズ情報とのマッチング等、研究における連携及び成果活用のハブ機能の業務を整理する。

(チーフパテントオフィサー及びパテントオフィサー)

**第121条** イノベーション推進本部に、チーフパテントオフィサーを置くことができる。

- 2 前条第2項に規定する組織に、パテントオフィサーを置くことができる。
- 3 チーフパテントオフィサーは、イノベーション推進本部長の命を受けて、研究所の知的財産のマネージメントの強化等の業務の調整を行う。
- 4 パテントオフィサーは、所属する部署の長の命を受けて、知的財産戦略の策定及び遂行、技術シーズの知的財産権化並びに知的財産情報調査等の業務を整理する。

(連携主幹)

**第122条** 第120条第2項に規定する組織及びそれらの内部組織（O I L等、連携研究ラボ、研究ユニットの内部組織、研究業務推進部等及びその内部組織並びに特別の組織に置かれるチーム及びステーションを除く。）に、連携主幹を置くことができる。

- 2 連携主幹は、上席イノベーションコーディネータ、イノベーションコーディネータ、チーフパテントオフィサー若しくはパテントオフィサーを補佐し、又はイノベーションコーディネータ若しくはパテントオフィサーと協力して、研究における連携及び成果活用の支援業務を整理する。

(産業技術総括調査官及び産業技術企画調査員)

**第123条** 企画本部、総合企画室及び事業組織（東京本部及びつくばセンターに置かれる事業所を除く。）に、産業技術総括調査官及び産業技術企画調査員を置くことができる。

- 2 産業技術総括調査官は、所属する部署の長の命を受けて、所属する部署の所掌業務に関する重要事項についての調査を行う。
- 3 産業技術企画調査員は、所属する部署の長の命を受けて、所属する部署の所掌業務に関する特定事項についての調査を行う。

#### 第7節 情報化統括責任者補佐

(情報化統括責任者補佐)

**第124条** 情報化統括責任者の下に、情報化統括責任者補佐を置く。

- 2 情報化統括責任者補佐は、情報化統括責任者を補佐し、研究所の情報化戦略の企画及び立案への参画並びに研究所の情報化に関する業務の実施の調整を行う。

#### 第4章 雑則

(補職)

**第125条** 特殊な業務に従事する者に対して、その業務を表す適切な名称があり、かつ、その

使用が必要と理事長が認める場合には、職制の職名に加えて、当該名称を職制で定める職名を補う補職として発令することができる。

**附 則（26規則第6号・全部改正）**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則（27規則第1号・一部改正）**

この規則は、平成27年5月1日から施行する。

**附 則（27規則第2号・一部改正）**

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

**附 則（27規則第4号・一部改正）**

この規則は、平成27年11月1日から施行する。

**附 則（27規則第5号・一部改正）**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則（28規則第1号・一部改正）**

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

**附 則（28規則第4号・一部改正）**

この規則は、平成28年6月6日から施行する。

**附 則（28規則第5号・一部改正）**

この規則は、平成28年7月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（数理先端材料モデリングOILに関する部分に限る。）は、平成28年6月30日から施行する。

**附 則（28規則第6号・一部改正）**

この規則は、平成28年7月29日から施行する。

**附 則（28規則第7号・一部改正）**

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

**附 則（28規則第8号・一部改正）**

この規則は、平成29年1月6日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（水素材料強度ラボラトリに関する部分に限る。）は、平成29年1月11日から施行する。

**附 則（28規則第9号・一部改正）**

この規則は、平成29年2月1日から施行する。

**附 則（28規則第10号・一部改正）**

この規則は、平成29年2月20日から施行する。

**附 則（28規則第11号・一部改正）**

この規則は、平成29年3月1日から施行する。

**附 則（28規則第12号・一部改正）**

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則（29規則第1号・一部改正）**

この規則は、平成29年6月1日から施行する。

**附 則（29規則第2号・一部改正）**

この規則は、平成29年8月1日から施行する。

**附 則（29規則第3号・一部改正）**

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

**附 則（29規則第4号・一部改正）**

この規則は、平成29年10月26日から施行する。

**附 則（29規則第5号・一部改正）**

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

**附 則（29規則第6号・一部改正）**

この規則は、平成30年3月1日から施行する。

**附 則（30規則第1号・一部改正）**

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

**附 則（30規則第2号・一部改正）**

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

**附 則（30規則第3号・一部改正）**

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

**附 則（30規程第14号・一部改正）**

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

**附 則（30規程第28号・一部改正）**

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

**附 則（30規則第4号・一部改正）**

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則（31規則第1号・一部改正）**

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

**附 則（令01規程第2号・一部改正）**

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

**附 則（令01規程第4号・一部改正）**

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

**附 則（令01規則第2号・一部改正）**

この規則は、令和元年8月1日から施行する。

**附 則（令01規程第12号・一部改正）**

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

別表第1 研究戦略部、研究企画室、研究部門及び研究センター

| 領域          | 研究戦略部           | 研究企画室     | 研究部門           | 研究センター                    |
|-------------|-----------------|-----------|----------------|---------------------------|
| エネルギー・環境領域  | エネルギー・環境領域研究戦略部 | 研究企画室     | 創エネルギー研究部門     | 太陽光発電研究センター               |
|             |                 |           | 電池技術研究部門       | 再生可能エネルギー研究センター           |
|             |                 |           | 省エネルギー研究部門     | 先進パワーエレクトロニクス研究センター       |
|             |                 |           | 環境管理研究部門       |                           |
|             |                 |           | 安全科学研究部門       |                           |
| 生命工学領域      | 生命工学領域研究戦略部     | 研究企画室     | 創薬基盤研究部門       | 創薬分子プロファイリング研究センター        |
|             |                 |           | バイオメディカル研究部門   |                           |
|             |                 |           | 健康工学研究部門       |                           |
|             |                 |           | 生物プロセス研究部門     |                           |
| 情報・人間工学領域   | 情報・人間工学領域研究戦略部  | 研究企画室     | 情報技術研究部門       | 自動車ヒューマンファクター研究センター       |
|             |                 |           | 人間情報研究部門       | ロボットイノベーション研究センター         |
|             |                 |           | 知能システム研究部門     | サイバーフィジカルセキュリティ研究センター     |
|             |                 |           |                | 人間拡張研究センター                |
|             | 人工知能研究戦略部       | 人工知能研究企画室 |                | 人工知能研究センター                |
| 材料・化学領域     | 材料・化学領域研究戦略部    | 研究企画室     | 機能化学研究部門       | 触媒化学融合研究センター              |
|             |                 |           | 化学プロセス研究部門     | ナノチューブ実用化研究センター           |
|             |                 |           | ナノ材料研究部門       | 機能材料コンピューテーショナルデザイン研究センター |
|             |                 |           | 無機機能材料研究部門     | 磁性粉末冶金研究センター              |
|             |                 |           | 構造材料研究部門       |                           |
| エレクトロニクス・製造 | エレクトロニクス・製造     | 研究企画室     | ナノエレクトロニクス研究部門 | スピントロニクス研究センター            |
|             |                 |           | 電子光技術研究部門      | センシングシステム研究セ              |



|                    |                             |           |            |                      |
|--------------------|-----------------------------|-----------|------------|----------------------|
| 領域                 | 領域研究<br>戦略部                 |           |            | ンター                  |
|                    |                             |           | 製造技術研究部門   | 先進コーティング技術研究<br>センター |
|                    |                             |           |            | 集積マイクロシステム研究<br>センター |
| 地質調査<br>総合セン<br>ター | 地質調査<br>総合セン<br>ター研究<br>戦略部 | 研究企画<br>室 | 活断層・火山研究部門 |                      |
|                    |                             |           | 地圏資源環境研究部門 |                      |
|                    |                             |           | 地質情報研究部門   |                      |
| 計量標準<br>総合セン<br>ター | 計量標準<br>総合セン<br>ター研究<br>戦略部 | 研究企画<br>室 | 工学計測標準研究部門 |                      |
|                    |                             |           | 物理計測標準研究部門 |                      |
|                    |                             |           | 物質計測標準研究部門 |                      |
|                    |                             |           | 分析計測標準研究部門 |                      |

別表第2 O I L

| 研究戦略部                | O I L の名称                      | 研究及び開発の内容  | 連携研究サイト           |
|----------------------|--------------------------------|--|-------------------|
| エネルギー・環境領<br>域 研究戦略部 | エネルギー化学材<br>料O I L             | エネルギー化学材料に関<br>する研究及び開発  | 京都大学連携研究<br>サイト   |
|                      | 水素材料強度ラボ<br>ラトリ                | ナノ・メソ・マクロ解析<br>による水素脆化の基本メ<br>カニズム解明に関する研<br>究及び開発                               | 九州大学連携研究<br>サイト   |
| 生命工学領域 研究<br>戦略部     | 生体システムビッ<br>グデータ解析O I<br>L     | 生体システムに係る各種<br>ビッグデータの情報解析<br>技術及び実データへの適<br>用による生命医科学の新<br>規知見の創出に関する研<br>究及び開発 | 早稲田大学連携研<br>究サイト  |
|                      | 先端フォトニク<br>ス・バイオセンシ<br>ングO I L | フォトニクス分析の高度<br>基盤技術を実装し、多彩<br>な生体分子を計測する次<br>世代バイオセンシングシ<br>ステムに関する研究及び<br>開発    | 大阪大学連携研究<br>サイト   |
| 情報・人間工学領域<br>研究戦略部   | 実社会ビッグデー<br>タ活用O I L           | ビッグデータ処理オーブ<br>ンプラットフォームの確<br>立及びビッグデータを活  | 東京工業大学連携<br>研究サイト |

|                     |                   |   |              |
|---------------------|-------------------|---|--------------|
|                     |                   | 用するデータ処理技術に関する研究及び開発                      |              |
| 材料・化学領域 研究戦略部       | 先端オペランド計測技術O I L  | 先端オペランド計測技術を活用した材料・デバイス・ものづくり技術に関する研究及び開発 | 東京大学連携研究サイト  |
|                     | 数理先端材料モデリングO I L  | 数理先端材料モデリングに関する研究及び開発                     | 東北大学連携研究サイト  |
| エレクトロニクス・製造領域 研究戦略部 | 窒化物半導体先進デバイスO I L | 窒化物半導体デバイスに関する研究及び開発                      | 名古屋大学連携研究サイト |
|                     | A I チップデザインO I L  | A I 機能付デジタル・アナログ・センサ集積システムに関する研究及び開発      | 東京大学連携研究サイト  |

別表第3 連携研究ラボ

| 研究戦略部               | 連携研究ラボの名称                     | 研究及び開発の内容                                     |
|---------------------|-------------------------------|---|
| 材料・化学領域 研究戦略部       | 日本特殊陶業-産総研 ヘルスケア・マテリアル連携研究ラボ  | 医療／ヘルスケア製品に向けた材料を中心とする研究及び開発                  |
|                     | 矢崎総業-産総研 次世代つなぐ技術連携研究ラボ       | 高性能・高信頼性の次世代つなぐ技術を確立するための研究及び開発               |
|                     | U A C J -産総研 アルミニウム先端技術連携研究ラボ | アルミニウム材料及びプロセス技術に関する研究及び開発                    |
|                     | バルカー-産総研 先端機能材料開発連携研究ラボ       | 先端的機能材料に関する研究及び開発                             |
| 情報・人間工学領域 研究戦略部     | パナソニック-産総研 先進型A I 連携研究ラボ      | 民生・産業応用分野においてより良い暮らしを実現するための先進的なA I 技術の研究及び開発 |
| エレクトロニクス・製造領域 研究戦略部 | ジェイテクト-産総研 スマートファクトリー連携研究ラボ   | 加工機/生産ラインのスマート化とその要素技術に関する研究及び開発              |

別表第4 研究業務推進部及び研究業務推進室

| 事業組織           | 研究業務推進部等 | グループ   | 除外業務                                     |
|----------------|----------|--|--|
| つくば中央第一事業所     | 研究業務推進室  | 管理グループ<br>図書グループ                                       | 第4号、第5号、第10号から第17号まで                     |
| つくば中央第二事業所     | 研究業務推進部  | 管理グループ<br>会計Aグループ<br>会計Bグループ<br>研究支援Aグループ<br>研究支援Bグループ | 第4号、第5号、第16号、第17号及び第31号から第33号まで          |
| つくば中央第三事業所     | 研究業務推進室  | 管理グループ<br>会計グループ                                       | 第4号、第5号、第16号、第17号及び第31号から第33号まで          |
| 削除             | 削除       |  | 削除                                       |
| つくば中央第五事業所     | 研究業務推進部  | 管理グループ<br>会計グループ<br>研究支援グループ                           | 第4号、第5号、第16号、第17号、第25号及び第31号から第33号まで     |
| つくば中央第六事業所     | 研究業務推進室  | 管理グループ<br>会計グループ                                       | 第4号、第5号、第16号、第17号、第25号及び第31号から第33号まで     |
| つくば中央第七事業所     | 研究業務推進室  | 管理グループ<br>会計グループ                                       | 第4号、第5号、第16号、第17号、第25号及び第31号から第33号まで     |
| つくば西事業所        | 研究業務推進部  | 管理グループ<br>会計グループ<br>研究支援グループ                           | 第4号、第5号、第16号、第17号及び第31号から第33号まで          |
| つくば東事業所        | 研究業務推進室  | 管理グループ<br>会計グループ                                       | 第4号、第5号、第16号、第17号、第25号及び第31号から第33号まで     |
| 福島再生可能エネルギー研究所 | 研究業務推進室  |  | 第26号から第30号まで、第32号及び第33号                  |
| 柏センター          | 研究業務推進室  |  | 第5号、第10号から第17号まで、第26号から第30号まで、第32号及び第33号 |
| 臨海副都心センター      | 研究業務推進部  | 管理グループ<br>会計グループ<br>環境安全グループ                           | 第5号、第26号から第30号まで、第32号及び第33号              |
| 北海道センター        | 研究業務推進室  |  | 第26号から第30号まで及び第33号                       |

|        |         |                              |                    |
|--------|---------|------------------------------|--------------------|
| 東北センター | 研究業務推進室 |                              | 第26号から第30号まで及び第33号 |
| 中部センター | 研究業務推進部 | 管理グループ<br>会計グループ<br>環境安全グループ | 第26号から第30号まで及び第33号 |
| 関西センター | 研究業務推進部 | 管理グループ<br>会計グループ<br>環境安全グループ | 第26号から第30号まで及び第33号 |
| 中国センター | 研究業務推進室 |                              | 第26号から第30号まで及び第33号 |
| 四国センター | 研究業務推進室 |                              | 第26号から第30号まで及び第33号 |
| 九州センター | 研究業務推進室 |                              | 第26号から第30号まで及び第33号 |